

神奈川県に提出する申請書等

申請者（保護者等）…原則、生徒の親権者（父母）をいいます。

提出書類		世帯区分	生活保護 受給世帯	保護者等全員分の道府 県・市町村民税所得割 額の合計金額が0円 (非課税) から 182,500円未満の世帯	専攻科生徒 の世帯
奨学給付金受給申請書 (第1号様式)			○	○	○
在学証明書 ※1 (第1号様式別添)			○	○	○
振込先登録用紙 (第2号様式)			○	○	○
所得確認 書類	生活保護受給証明書 ※2		○	×	×
	(非)課税証明書 ※3		×	○	○
委任状(未済用) ※4			該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ
委任状(権限委譲用) ※5			該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ
(専攻科のみ) 扶養親族申告書 ※6			×	×	該当者のみ

<注意>

- ※1 7月1日以降に発行された在学証明書を提出してください。
- ※2 7月1日時点で生業扶助を受給していることがわかる証明書(第3号様式もしくは福祉事務所が発行したもの)を提出してください。
- ※3 保護者等全員分の令和8年度(非)課税証明書を提出してください。(コピーも可)
- ※4 学校に授業料以外の未納金等がある場合に必要。学校に提出(県への提出は不要)
- ※5 振込先口座名義人が保護者または生徒本人ではない場合に必要。県に提出
- ※6 高等学校専攻科の生徒で年収380~600万円相当の多子世帯に該当する場合に必要。県に提出

<重要!> 生活保護受給証明書の発行を福祉事務所で依頼する際の留意点
必ず、「**生業扶助(高等学校等就学費)**を受給していることが分かる証明書」を発行するよう依頼してください。

<書類送付先> 下記を切り取りご利用ください。

〒 231-8588 横浜市中区日本大通 1
神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部
私学振興課 奨学給付金担当 ※奨学給付金関係書類 在中